

# 茨 城 町

## まち・ひと・しごと創生総合戦略

(素案)

平成27年10月

茨城町

# 目 次

1	はじめに	1
	茨城町まち・ひと・しごと創生総合戦略の概要	1
2	基本的な考え方	2
(1)	人口減少と地域経済縮小への歯止め	2
ア	就労・結婚・子育ての希望の実現	2
イ	東京圏への一極集中の是正	2
ウ	地域特性に即した地域課題の解決	3
(2)	まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立	3
ア	ひとの創生	3
イ	しごとの創生	3
ウ	まちの創生	4
3	政策の企画・実行に当たっての基本方針	5
(1)	まち・ひと・しごとの創生に向けた政策5原則	5
ア	自立性	5
イ	将来性	5
ウ	地域性	5
エ	直接性	5
オ	結果重視	5
(2)	本町の取組体制とPCDAの整備	6
ア	「5箇年戦略」の策定	6
イ	データに基づく、本町の特性と課題の抽出	6
ウ	国の支援体制等の活用	7
エ	国、県及び近隣自治体との連携推進	7
オ	金融機関や民間企業との官民連携の促進	7
カ	大学等との連携の強化	7
4	今後の施策の方向	8
(1)	政策の基本目標	8
ア	成果（アウトカム）を重視した目標設定	8
イ	4つの「基本目標」	9
(2)	基本目標及び政策の展開	10
(3)	施策の体系	16

# 1 はじめに

## 茨城町まち・ひと・しごと創生総合戦略の概要

我が国では、急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことが課題となっています。

このため、国では、まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号。以下「創生法」という。）を制定し、地方への多様な支援と「切れ目」のない施策の展開が打ち出されました。

これに基づき、国では、まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（以下「国長期ビジョン」という。）及びまち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「国総合戦略」という。）を策定しました。国長期ビジョンでは、2060 年に 1 億人程度の人口を確保し、2050 年に GDP 成長率 1.5～2.0%程度を維持することを目標として掲げています。また、2015 年から 2019 年までの 5 年間を計画期間とする国総合戦略において、「地方における雇用創出」「東京への人口集中の緩和」「若年層の結婚・出産・子育ての促進」「地域活性化」を柱に、様々な施策を決定しました。

茨城町（以下「本町」という。）では、創生法第 10 条第 1 項において、「市町村は、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めなければならない。」との規定に基づき、茨城町まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「町総合戦略」という。）を策定します。

## 2 基本的な考え方

### (1) 人口減少と地域経済縮小への歯止め

我が国の人口は、2008年をピークに人口の減少局面に入りました。このまま人口減少が続けば、2050年には9,700万人程度となり、2100年には5,000万人を割り込む水準にまで減少するとの推計も出ています。

本町の人口についても、1994年の36,058人をピークに減少傾向で推移し、国立社会保障・人口問題研究所準拠の人口推計によると2060年には、20,802人程度となると推測されています。

また、本町の合計特殊出生率<sup>※1</sup>についても、国及び県の合計特殊出生率を下回っていることから、今後、人口減少が加速度的に進む可能性があります。

人口減少は、必然的に生産年齢人口<sup>※2</sup>や働き手の減少を伴うので、地域経済規模を縮小させる恐れがあります。加えて、社会保障費の増大等により、働き手一人当たりの負担が増加し、勤労意欲にマイナスの影響を与えるとともに、人口規模の縮小がイノベーションを停滞させる恐れもあります。人口減少によって地域経済の縮小がいったん始まると、それが更なる縮小を招くという「縮小スパイラル」に陥りかねません。

具体的には、町税等の減少に伴い歳出が減り公共サービスが低下することや、若者の地域を支える担い手が不足することで地域経済が停滞すること、消費が減るなどして商業面などで経済活動が縮小することなどが予測されます。経済以外についても、地域コミュニティの活動が縮小することや、空き家、空き地、耕作放棄地の増加によって防災、防犯上の危険性が高まるなど、人口減少がもたらす影響は、多方面に及ぶことが予想されます。

#### ア 就労・結婚・子育ての希望の実現

人口減少を克服するために、若い世代が安心して就労し、希望通り結婚し、妊娠・出産・子育てができるような社会経済環境を実現します。

#### イ 東京圏への一極集中の是正

地方では人口減少が進み消滅可能性都市<sup>※3</sup>が出てくることに対し、東京圏では人口の集中が進みますが、集積が生み出すメリットを超えて、様々な弊害が生じると考えられています。東京圏への人口が集中することは、単に地方の人口が減るだけではなく、東京圏では厳しい住宅事情や子育て環境等から、出生率が非常に低い状況にあるので、その結果、我が国全体の人口減少に結びつく可能性もあるので、これを早急に食い止める必要があります。

※1 合計特殊出生率とは、15歳～49歳までの女性を5歳間隔でグループ分けし、グループごとに該当年次に何人出生したかを計算し、合計したもので、一人の女性が一生の間に生む子どもの数に相当する。

※2 生産年齢人口とは、15歳以上65歳未満人口のこと。

※3 消滅可能性都市とは、人口減少や少子化が止まらず、存続が危ぶまれると指摘された896市区町村。全国の市区町村の49.8%が該当。本町は非該当。日本創生会議（座長：増田寛也元総務大臣）が平成26年5月に発表。

## ウ 地域特性に即した地域課題の解決

人口減少に伴う地域の変化に柔軟に対応し、本町が直面する課題を解決し、地域の中において安全・安心で心豊かな生活が将来にわたって確保されるようにします。

この構造的な課題の解決には、非常に長期の期間を要することになり、仮に短期間で出生率が改善しても、出生数は容易には増加せず、人口減少に歯止めがかかるまでに数十年がかかるとされています。一方で、解決のために残された選択肢は少なく、無駄にできる時間はありません。本町は、国、県、周辺市町村、町民、関係団体、事業者等とともに、問題意識を共有しながら、これまでにない危機感を持って、人口減少克服と地方創生に取り組んでいきます。

## (2) まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立

---

地方創生は、言うまでもなく「ひと」が中心であり、「ひと」をつくり、その「ひと」が「しごと」をつくり、「まち」をつくる必要があります。

その上で、現在の課題の解決に当たって重要となってくるのが、国総合戦略でも指摘されるように、負のスパイラル（悪循環の連鎖）に歯止めをかけ、好循環を確立する施策・取組の実施です。都市部には、仕事等の条件がかなえば地方への移住を希望する人が約4割いるとの調査結果もあります。悪循環を断ち切るには、本町に、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立することで、本町への新たな人の流れを生み出すこと、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻す必要があります。このため、以下に示すような、まち・ひと・しごとの創生に、同時かつ一体的に取り組むことが必要です。

### ア ひとの創生

本町への新しい人の流れをつくるため、しごとの創生を図りつつ、町内での就労を促すとともに、本町内外の有用な人材を積極的に確保・育成し、本町への移住・定着を促進するための仕組みを整備します。

くらしの環境を心配することなく、本町でのしごとにチャレンジでき、安心して子どもを産み育てられるよう、結婚から妊娠・出産・子育てまで、切れ目のない支援を実現します。

### イ しごとの創生

本町に根付いたサービス産業の活力、生産性の向上、雇用のミスマッチに対する経済の状況や変動に応じた円滑な対応など、『雇用の質』の確保・向上に注力します。特に、若い世代が本町で安心して働くことができるようになるためには、「相応の賃金」＋「安定した雇用形態」＋「やりがいのあるしごと」といった要件を満たす雇用の提供が必要となります。こうした『雇用の質』を重視した取組こそが、労働力人口の減少が深刻な本町では重要であり、経済・産業全体の付加価値や生産性を継続的に向上させていくことが必要となります。

また、高付加価値商品の開発や地域への新たな人の流れなど、地域経済に新たな付加価値を生み出す核となる起業の支援、企業の地方移転、新たな雇用創出につながる事業承継の円滑化、地域産業の活性化等に取り組み、将来に向けて安定的な『雇用の量』の確保・拡大を実現します。

## ウ まちの創生

「しごと」と「ひと」の好循環を支えるためには、人々が本町での生活やライフスタイルの素晴らしさを実感し、安心して暮らせるような、「まち」の活性化が必要となります。このため、地域の絆の中で人々が心豊かに生活できる安全・安心な環境の確保に向けた取組を支援するとともに、地域の特性に即した地域の課題解決と活性化に取り組んでいきます。

これらの取組は、個々の問題事象への対症療法的なものではなく、「ひと」、「しごと」、「まち」の間における自立的かつ持続的な好循環の確立につながらなければなりません。

このためには、本町の実態の正確な把握と分析に基づき、各政策がバラバラになることなく一体的に取り組まれ、相乗効果の発揮も含めて効果の検証と見直しを行っていく体制を確保することが必要です。

## 3 政策の企画・実行に当たっての基本方針

### (1) まち・ひと・しごと創生に向けた政策5原則

人口減少の克服と本町の地方創生を確実に実現するため、国総合戦略で掲げられている「まち・ひと・しごと創生」政策5原則に基づきつつ、関連する施策を展開します。

#### 「まち・ひと・しごと創生」政策5原則

##### ア 自立性

各施策が一過性の対症療法的なものにとどまらず、構造的な問題に対処し、地方公共団体・民間事業者・個人等の自立につながるようなものであるようにする。また、この観点から、特に地域内外の有用な人材の積極的な確保・育成を急ぐ。

具体的には、施策の効果が特定の地域・地方、あるいはそこに属する企業・個人に直接利するものであり、国の支援がなくとも地域・地方の事業が継続する状態を目指し、これに資するような具体的な工夫がなされていることを要する。また、施策の内容検討や実施において、問題となる事象の発生原因や構造的な背景を抽出し、これまでの施策についての課題を分析した上で、問題となっている事象への対症療法的な対応のみならず、問題発生の原因に対する取組を含んでいなければならない。

##### イ 将来性

地方が自主的かつ主体的に、夢を持って前向きに取り組むことを支援する施策に重点を置く。活力ある地域産業の維持・創出、中山間地域等において地域の絆の中で心豊かに生活できる環境を実現する仕組み等も含まれる。

なお、地方公共団体の意思にかかわらず、国が最低限提供することが義務付けられているナショナルミニマムに係る施策に対する支援は含まれない。

##### ウ 地域性

国による画一的手法や「縦割り」的な支援ではなく、各地域の実態に合った施策を支援することとする。各地域は客観的なデータに基づき実状分析や将来予測を行い、「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「地方版総合戦略」という。）を策定するとともに、同戦略に沿った施策を実施できる枠組みを整備する。国は、支援の受け手側の視点に立って人的側面を含めた支援を行う。

したがって、全国的なネットワークの整備など、主に日本全体の観点から行う施策は含まれない。施策の内容・手法を地方が選択・変更できるものであり、客観的なデータによる各地域の実状や将来性の分析、支援対象事業の持続性の検証の結果が反映されるプロセスが盛り込まれていなければならない。また必要に応じて広域連携が可能なものである必要がある。

##### エ 直接性

限られた財源や時間の中で、最大限の成果を上げるため、ひとの移転・しごとの創出やまちづくりを直接的に支援する施策を集中的に実施する。地方公共団体に限らず、住民代表に加え、産業界・大学・金融機関・労働団体（産官学金労）の連携を促すことにより、政策の効果をより高める工夫を行う。この観点から、必要に応じて施策の実施において民間を含めた連携体制の整備が図られている必要がある。

##### オ 結果重視

効果検証の仕組みを伴わないバラマキ型の施策は採用せず、明確な PDCA<sup>※</sup>メカニズムの下に、短期・中期の具体的な数値目標を設定し、政策効果を客観的な指標により検証し、必要な改善等を行う。

すなわち、目指すべき成果が具体的かつ適切な数値で示されており、その成果が事後的に検証できるようになっていなければならない。また、成果の検証結果により取組内容の変更や中止の検討が行われるプロセスが組み込まれており、その検証や継続的な取組改善が容易に可能である必要がある。

※ PDCA とは、PLAN（計画）、DO（実施）、CHECK（評価）、ACTION（改善）の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法のこと。

## (2) 本町の取組体制とPCDAの整備

国の政策5原則に基づき、まち・ひと・しごとの一体的な創生を図っていくに当たっては、国の伴走的な支援のもと、地方の自立につながるよう地方自らが考え、責任を持って「総合戦略」を推進していくことが必要です。そのためには、本町の経済・社会の実態に関する分析をしっかりと行い、中長期的な視野で改善を図っていくためのPDCAサイクルを確立することが不可欠であり、以下のように、国、県等と連携しながら本町が主体となり枠組みの構築に取り組みます。

### ア 「5箇年戦略」の策定

#### ① 「5箇年戦略」の策定

本町は、国、県の「長期ビジョン」と「総合戦略」を勘案し、中長期を見通した「茨城町人口ビジョン（以下「町人口ビジョン」という。）」と5箇年の「町総合戦略」を策定し、創生に取り組みます。

また、そのための体制を整えるため、庁内においても「縦割り」や「重複」を排除し、地域における産業、雇用、企業等のイノベーション創出等の施策を一体的に推進する組織として、産官学金労の代表者から構成される茨城町まち・ひと・しごと創生有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設立しました。

2016年度以降は、「町総合戦略」に基づき、データによる政策効果検証を行い、改善を進めるPDCAサイクルを本格的に稼働させます。

#### ② 政策目標設定と効果検証の仕組み

本町は、基本目標を示し、それぞれの進捗についてアウトカム指標<sup>※1</sup>を原則とした重要業績評価指標（KPI<sup>※2</sup>）で検証し、改善する仕組み（PDCAサイクル）を確立します。

これに当たっては、有識者会議において、実施した事業のKPIの達成状況等で政策の効果の検証を行うとともに、必要に応じて改訂を行います。

### イ データに基づく、本町の特性と課題の抽出

本町では、産業や人口、社会インフラ等の現状や将来の動向に関し必要なデータ分析を行い、本町の強み・弱みなど特性に即した地域課題等を踏まえ「町総合戦略」を策定し、それに基づく施策のPDCAサイクルを確立します。

※1 アウトカム指標とは、政策の実施により結果として国民にどのような便益がもたらされたのかを示す指標。

※2 KPIとは、Key Performance Indicatorの略。政策ごとの達成すべき成果目標として、『日本再興戦略』改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）でも設定されている。

## ウ 国の支援体制等の活用

取組み推進に当たっては、地方創生先行型交付金、新型交付金等の財政的支援制度に加えて「地方創生コンシェルジュ<sup>※</sup>制度」などの人的支援制度も含め、多様に用意された国の支援制度を積極的に活用します。

## エ 国、県及び近隣自治体との連携推進

国、県の地域連携施策を活用しつつ、近隣自治体をはじめ地域間の広域連携を積極的に進めることとし、課題の解決を図ってまいります。

## オ 金融機関や民間企業との官民連携の促進

町総合戦略の推進に当たって、より高い効果を獲得するためには、企業、大学・研究機関、NPOなどの多様な主体が、それぞれの特長や能力に応じた役割を積極的に果たすとともに、互いに連携・協力し、ともに力を合わせながら進めていくことが重要となります。

このため、産学官金等の連携による新たな産業の創出・育成といった「しごと」づくりをはじめ、あらゆる主体との間で人口減少に関する基本認識を共有し、人材・技術・資金などの様々な面において民間の活力やアイデアを積極的に活用します。

## カ 大学等との連携の強化

意欲と能力のある若者が地域に残り活躍する環境を実現するためには、雇用の創出に加え、県内に立地する大学等が一層活性化し、より多くの若者を惹きつける魅力ある存在となることが重要です。

このため、地域の「知」の拠点である県内大学等との連携をより一層強化し、地域産業を担う人材養成など地方の課題の解決に貢献する取組みを促進するとともに、若者の町内企業への就職を促進します。

※ 地方創生コンシェルジュとは、地方公共団体が、地方版総合戦略の策定を含め地域の地方創生の取り組みを行うに当たり、国が相談窓口を設け積極的に支援するための体制として、当該地域に愛着のある国の職員を選任するもの。

## 4 今後の施策の方向

### (1) 政策の基本目標

#### ア 成果（アウトカム）を重視した目標設定

「国総合戦略」では、政策の「基本目標」を明確に設定するとともに、政策の進捗状況について KPI で検証し、改善する仕組み（PDCA サイクル）が確立されています。

こうした観点から、「町総合戦略」についても政策の「基本目標」については、日本の人口・経済の中長期展望を示した「町人口ビジョン」を踏まえ、「総合戦略」の目標年次である 2020 年において、本町として実現すべき成果（アウトカム）を重視した数値目標を設定します。

#### 「町人口ビジョン」が示す中長期展望

「町人口ビジョン」では、中長期展望として、「2060 年に 26,500 人程度の人口が確保されること」が示されています。これを実現するためには、町民の結婚や出産、子育ての希望をかなえ、現状の人口増加に寄与する「桜の郷整備計画」の的確な進行、若い世代の就職先の確保が必要です。

町民の結婚や出産、子育ての希望の実現に取り組み、合計特殊出生率を国の目標水準(2030 年 1.80, 2040 年 2.07, 2045 年 2.10)まで向上させる必要があります。

また、若い世代を中心とする東京圏や県内の他市町村への転出が、本町の人口減少につながっていることから、本町における顕著な人口誘導政策となっている「桜の郷整備計画」の整備促進、茨城工業団地、茨城中央工業団地への企業誘致及び雇用促進などに取り組む必要があります。

さらに、ラムサール条約\*湿地に登録された涸沼のワイズユース等に関し、県、鉾田市及び大洗町と広域連携した取組を実施していきます。

\* ラムサール条約とは、正式名称：特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約のことであり、涸沼は、平成 27 年 5 月 28 日（ラムサール事務局のあるスイス時間）に登録された。

## イ 4つの「基本目標」

町人口ビジョンでは、人口の現状分析として、人口の動向や将来人口の推計等を行い、人口変化による影響を示しました。加えて、アンケート調査により町民等の意識・希望を把握し、また国勢調査等のデータにより、人口減少克服に向けた現状と課題を整理し、2060年に向けた本町の人口の中長期展望を示しました。その中で、今後目指すべき将来の方向として、基本的な考え方に基づき、次の4つの基本目標を掲げ、町人口ビジョンの実現に向けて取り組みます。

### 「しごと」と「ひと」の好循環づくり

#### ■基本目標 1

結婚・出産・子育ての希望をかなえる

#### ■基本目標 2

茨城町での雇用を創出する

#### ■基本目標 3

茨城町への新しいひとの流れをつくる

### 好循環を支える、「まち」の活性化

#### ■基本目標 4

時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

## (2) 基本目標及び政策の展開

本町では、4つの基本目標について、「基本目標」⇒「基本施策」⇒「具体的な施策・事業」の3段階で施策の展開を図ります。なお、「具体的な施策・事業」に掲げられている事業は、既に取り組んでいるもののほか、今後、実施に向けて検討を要するものも含まれています。

### 「しごと」と「ひと」の好循環づくり

#### 基本目標1 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

##### <基本的方向>

本町においては、これまでの合計特殊出生率が、国・県と比較して低い状況にあります。今後、「桜の郷」整備事業をはじめとして、子育て世代等に対する各種施策を実施することにより、合計特殊出生率を国レベルに向上させます。

数値目標	基準値(平成26年度)	目標値(平成31年度)
合計特殊出生率	1.26 <sup>※1</sup>	1.47
未婚率	21.05% <sup>※2</sup>	19%

※1 厚生労働省人口動態統計特殊報告(平成20年)

※2 平成22年国勢調査

基本施策		結婚・出産・子育て支援	
重要業績評価指標（KPI）		基準値(平成26年度)	目標値(平成31年度)
出生者数		202人	1,106人（5年間）
町ふるさと奨学金の利用者数		－	40人（5年間）
子育てホームページのアクセス数		－	3,000ページビュー
婚活イベント参加者数		210人	1,000人（5年間）
子育てコンシェルジュ※の人数		－	1人
不妊治療費の助成件数		15件	150件（5年間）
放課後こども教室の実施校数		－	4校
ヘルメットの助成者数		571人(平成27年度)	3,000人（5年間）
チャイルドシートの助成者数		－	500人（5年間）
具体的な施策・事業			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出産・子ども・子育て支援の充実</li> <li>・ 安全・安心な子育て環境の構築</li> <li>・ 子育て世代の転入及び定住促進</li> </ul>			
具体的な事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出産祝金の拡大</li> <li>・ 町ふるさと奨学金制度の設立</li> <li>・ 子育てホームページ・メルマガ等の充実</li> <li>・ 婚活コンシェルジュの配置</li> <li>・ 婚活応援推進事業</li> <li>・ 子育てコンシェルジュの充実</li> <li>・ 不妊治療費の助成拡大</li> <li>・ 放課後こども教室の実施</li> <li>・ 公園施設の充実</li> <li>・ ヘルメット，チャイルドシート助成</li> </ul>		

※ コンシェルジュとは、ホテルで宿泊客の様々な相談に応える係のことから広がり、客が何でも相談できる窓口を設け、対応する者を称している。

## 基本目標 2 茨城町での雇用を創出する

### <基本的方向>

地域現況から、求職者数が求人数を上回っている状況にあり、人口を増加させるためには、「茨城工業団地」や「茨城中央工業団地」における企業立地に伴う一定の雇用機会の創出が必要であると考えます。

また、近年における隣接都市などへの転出増加による社会減少による、人口減少に対応するためにも、高校卒業生の町内での雇用、町外の大学卒業者の U ターンを積極的に支援していきます。

数値目標	基準値(平成 26 年度)	目標値(平成 31 年度)
新設事業所の開設による雇用者数	4 事業所 64 人 <sup>※1</sup>	8 事業所 128 人
農業就業者の割合	16.12% <sup>※2</sup>	16.50%
茨城工業団地及び茨城中央工業団地の企業数	16 社	20 社

※1 経済センサス(平成 24 年)

※2 平成 22 年国勢調査

## 基本施策 2-1 就農希望者及び起業希望者への支援

重要業績評価指標 (KPI)	基準値(平成 26 年度)	目標値(平成 31 年度)
町ビジネス創出支援起業者	—	3 人(5 年間)
新規就農受入研修事業修了者	—	8 人(5 年間)
具体的な施策・事業		
・就農希望者及び起業希望者への支援の充実		
具体的な事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町ビジネス創出支援プロジェクト</li> <li>・新規就農者受入研修事業</li> <li>・新規就農者受入フォローアップ事業</li> </ul>	

## 基本施策 2-2 地方への人材還流及び雇用対策の充実

重要業績評価指標 (KPI)	基準値(平成 26 年度)	目標値(平成 31 年度)
工業団地新規雇用奨励金の対象者	—	100 人(5 年間)
具体的な施策・事業		
・U ターン希望者への支援の充実		
・工業団地立地企業への町民優先採用施策の充実		
具体的な事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町ビジネス創出支援プロジェクト【再掲】</li> <li>・工業団地新規雇用奨励金の要件緩和</li> </ul>	

基本目標 3 茨城町への新しいひとの流れをつくる		
<基本的方向> 「桜の郷」整備事業の的確な進行により一定の新規人口の確保が見込めるが、さらなる人口増加に向け、各種情報発信により本町の魅力を広め、転入を促す実質的な支援施策を充実させていきます。		
数値目標	基準値(平成26年度)	目標値(平成31年度)
転入転出者の数	転出超過 年 126 人	転出入者数均衡

基本施策 3-1 地方移住の推進		
重要業績評価指標 (KPI)	基準値(平成26年度)	目標値(平成31年度)
東京圏等での移住相談会の回数	—	15 回 (5 年間)
リバースモーゲージローン <sup>※1</sup> の利用者数	—	5 人 (5 年間)
具体的な施策・事業		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・茨城町の各種情報の発信</li> <li>・東京圏等での移住相談会の実施</li> </ul>		
具体的な事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国移住ナビ, JOIN<sup>※2</sup>ホームページ及び町ホームページでの情報発信</li> <li>・移住・交流情報ガーデンでのパンフレット配布及び相談会の実施</li> <li>・JOIN 移住・交流&amp;地域おこしフェア, 町村会町イチ及び村イチへの出展</li> <li>・空き家バンク整備事業</li> <li>・金融機関との連携によるリバースモーゲージローンの導入</li> <li>・定住促進パンフレットの作成</li> </ul>	

※1 リバースモーゲージローンとは、都会にある家を他人に貸して、その賃料を担保に融資を行い、賃料収入でローンを返済する仕組み。当町においては、賃料返済型の活用を想定。

※2 JOINとは、Japan Organization for Internal Migrationの略で、一般社団法人 移住・交流推進機構を指す。移住交流促進に取り組む自治体と企業を連携させることを目的として組織されている。

基本施策 3-2 他市町村からの定住促進		
重要業績評価指標 (KPI)	基準値(平成 26 年度)	目標値(平成 31 年度)
定住コンシェルジュの人数	—	1 人
魅力発信・フィルムコミッションコンシェルジュの人数	—	1 人
茨城町魅力発信 Facebook のいいね! の人数	—	500 人
転入者住宅リフォーム補助の件数	—	26 件 (5 年間)
空き家バンクを利用した契約件数	—	5 件 (5 年間)
農家民泊・民宿による受入れ人数	—	500 人 (5 年間)
体験型観光農園の入場者数	—	500 人 (5 年間)
観光ボランティアの登録人数	—	30 人
具体的な施策・事業		
・ 転入者誘致促進施策の充実		
具体的な事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定住コンシェルジュの配置</li> <li>・ 魅力発信・フィルムコミッションコンシェルジュの配置</li> <li>・ 魅力発信協力隊の導入</li> <li>・ 学校跡地を活用した交流拠点の整備</li> <li>・ 茨城町版 DMO*の設立 (農家民泊, 体験ツアー等を全町へ)</li> <li>・ 転入者住宅リフォーム補助</li> <li>・ 空き家バンク整備事業【再掲】</li> <li>・ 農家民泊・民宿による受入れ事業</li> <li>・ 体験型観光農園事業</li> <li>・ 観光ボランティア育成事業</li> <li>・ 地域おこし協力隊の拡充</li> <li>・ 集落支援員の拡充</li> </ul>	

※ DMO とは、Destination Management / Marketing Organization の略で、地域全体の観光マネジメントを一歩化する着地型 (地域主導型) 観光プラットフォームを指す。

基本施策 3-3 行政に頼らないソーシャルビジネスの創出及び地域の循環型経済の構築		
重要業績評価指標 (KPI)	基準値(平成 26 年度)	目標値(平成 31 年度)
茨城町版 DMO の数	—	1 箇所
学校跡地の利活用数	—	4 校
具体的な施策・事業		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ DMO における農家民泊, 体験ツアー等の開催</li> <li>・ 学校跡地等の利活用</li> </ul>		
具体的な事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 茨城町版 DMO の設立 (農家民泊, 体験ツアー等を全町へ) 【再掲】</li> <li>・ 学校跡地を活用した交流拠点の整備【再掲】</li> </ul>	

## 好循環を支える、「まち」の活性化

### 基本目標 4 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

#### <基本的方向>

涸沼が平成 27 年 5 月にラムサール条約に登録され、世界的にも有名になったことを契機に、銚田市及び大洗町と連携し、NPO、各団体（地元自治会含む）、民間企業、行政等からなる事業主体により、交流人口の拡大に向けた移住・二地域居住の推進、多様な主体との連携による地域一体となった取り組みを行い、地域経済の活性化を図っていきます。

数値目標	基準値(平成 26 年度)	目標値(平成 31 年度)
茨城町、銚田市及び大洗町における観光客動態調査における入込客数	533 万人	550 万人
定住自立圏形成協定の締結数	—	1

### 基本施策 4-1 ラムサール条約登録湿地涸沼における銚田市及び大洗町との連携

重要業績評価指標 (KPI)	基準値(平成 26 年度)	目標値(平成 31 年度)
モニターツアー <sup>※1</sup> の参加者	—	300 人 (3 市町, 5 年間)
ファムトリップ <sup>※2</sup> の参加者	—	40 人 (3 市町, 5 年間)
涸沼ホームページのアクセス数	—	10,000 ページビュー
涸沼自然公園の入場者数	61,314 人	70,000 人
<b>具体的な施策・事業</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間企業、NPO、行政等で組織する協議会の設立</li> <li>・ 環境の保全・再生、ワイズユース、交流・学習の推進</li> <li>・ 周辺地域の観光・地域振興・地域経済活性化施策の推進</li> </ul>		
具体的な事業	・ ラムサール条約登録湿地涸沼を生かした広域観光等推進事業	

※1 モニターツアーとは、依頼者が、旅行費用の一部を負担することを条件に、一般のモニターを募集し、旅行内容などについての調査報告をしてもらう旅行の形態をいう。

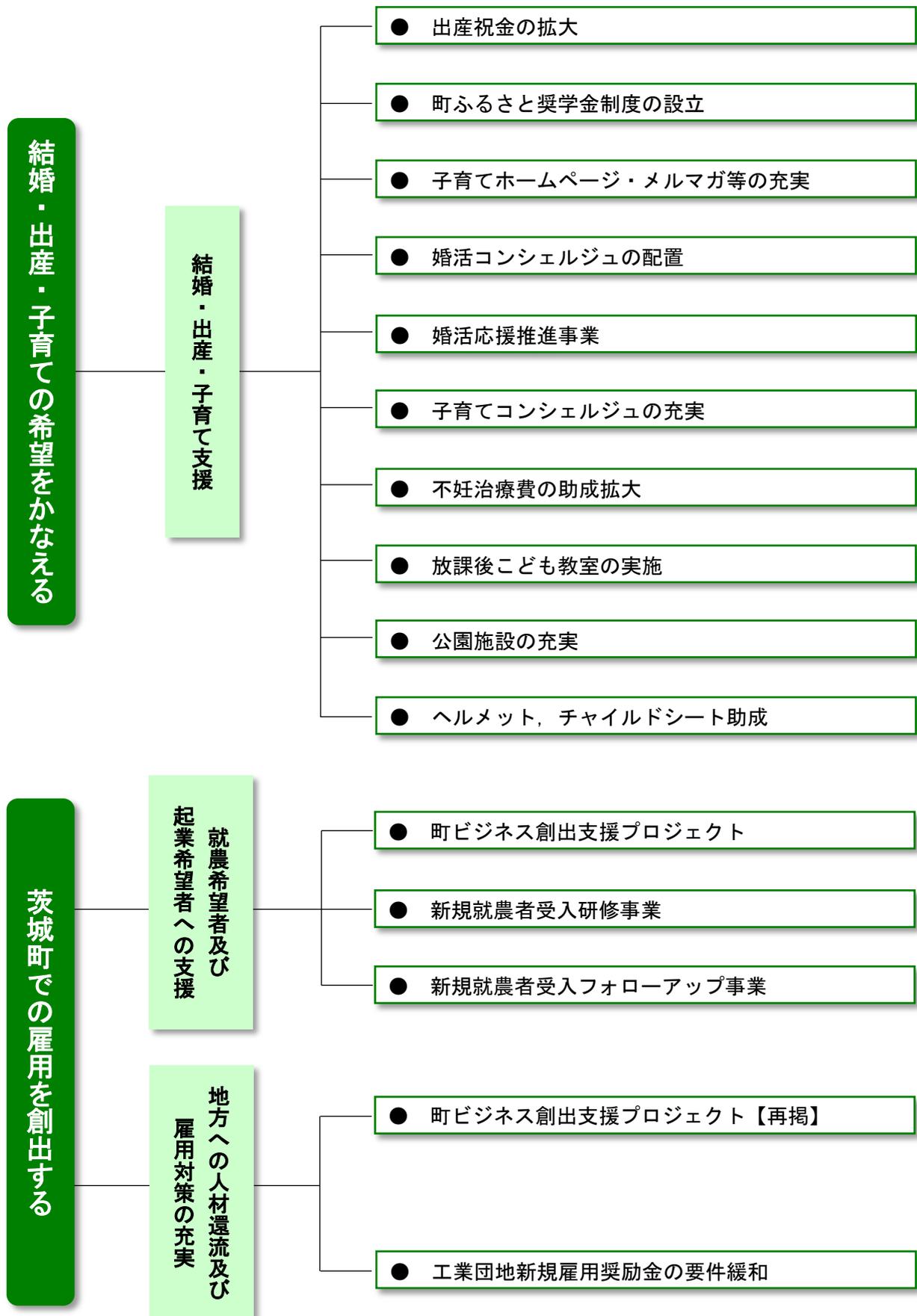
※2 ファムトリップとは、観光地などの誘客促進のため、旅行環境事業者を対象に現地視察をもらうツアーをいう。

### 基本施策 4-2 茨城県央地域定住自立圏<sup>※3</sup>

重要業績評価指標 (KPI)	基準値(平成 26 年度)	目標値(平成 31 年度)
公の施設の広域利用に関する協定書の締結数	1	1
<b>具体的な施策・事業</b>		
・ ※現在、水戸市及び構成市町村で調整中		
具体的な事業	・	

※3 定住自立圏とは、「中心市」の都市機能と「近隣市町村」の農林水産業、自然環境、歴史、文化など、それぞれの魅力を活用して、NPO や企業といった民間の担い手を含め、相互に役割分担し、連携・協力することにより、地域住民のいのちと暮らしを守るため圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進する政策を指す。

### (3) 施策の体系



# 茨城町への新しいひとの流れをつくる

## 地方移住の推進

- 全国移住ナビ, JOIN ホームページ及び町ホームページでの情報発信
- 移住・交流情報ガーデンでのパンフレット配布及び相談会の実施
- JOIN 移住・交流&地域おこしフェア, 町村会町イチ及び村イチへの出展
- 空き家バンク整備事業
- 金融機関との連携によるリバースモーゲージローンの導入
- 定住促進パンフレットの作成

## 他市町村からの定住促進

- 定住コンシェルジュの配置
- 魅力発信・フィルムコミッションコンシェルジュの配置
- 魅力発信協力隊の導入
- 学校跡地を活用した交流拠点の整備
- 茨城町版 DMO の設立  
(農家民泊, 体験ツアー等を全町へ)
- 転入者住宅リフォーム補助
- 空き家バンク整備事業【再掲】
- 農家民泊・民宿による受入れ事業
- 体験型観光農園事業
- 観光ボランティア育成事業
- 地域おこし協力隊の拡充
- 集落支援員の拡充

## 行政に頼らないソーシャルビジネスの創出 及び地域の循環型経済の構築

- 茨城町版 DMO の設立  
(農家民泊, 体験ツアー等を全町へ)【再掲】
- 学校跡地を活用した交流拠点の整備【再掲】

時代に合った地域をつくり、安心なくらしを  
守るとともに、地域と地域を連携する

ラムサール条約登録湿地涸沼における  
銚田市及び大洗町との連携

- ラムサール条約登録湿地涸沼を生かした広域観光等推進事業

茨城県央地域定住自立圏

- 茨城県央地域定住自立圏に関する事業